

議案第157号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
G第576号線	92 66	4 30	さいたま市浦和区木崎二丁目32番1地先	さいたま市浦和区木崎二丁目26番10地先	
J第499号線	78 32	4 00	さいたま市緑区道祖土三丁目349番13地先	さいたま市緑区道祖土三丁目349番23地先	
12960号線	62 99	5 00	さいたま市見沼区堀崎町671番6地先	さいたま市見沼区堀崎町671番12地先	
32975号線	98 32	4 00 ～ 4 02	さいたま市北区奈良町126番42地先	さいたま市北区奈良町126番78地先	